

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した衛生マスクの購入価格を超える価格での譲渡の禁止

規制の区分 **新設**、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：医政局経済課

評価実施時期：令和2年7月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

○ 本規制は、インターネット事業者や小売業者等の衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した衛生マスクを、購入価格を超える価格により譲渡することを禁止するものである。

○ 本規制は、3月5日の新型コロナウイルス感染症対策本部での総理指示を受けて行ったものである。当時、マスクを店頭で入手することは困難な一方、インターネットなどでマスクが高額転売されている状況であり、マスクの需給を改善するために、可能な限り早期に施行する必要がある。

(参考) 令和2年3月5日新型コロナウイルス感染症対策本部（第17回）総理発言抜粋

「需要面では、インターネットにおいてマスクが高額で取引されている事例が報告され、こうした転売を目的とした購入が、店頭におけるマスクの品薄状態に拍車をかけている、との指摘があります。このため今般、国民生活安定緊急措置法を適用し、マスクの転売行為を禁止いたします。速やかな施行に向け、政令の決定に向けた手続きを進めて下さい。」

○ 今後新型コロナウイルス感染症のまん延が続く状況下で、本規制を実施しないこととすると、以下の理由から、少なくとも数ヶ月間は、我が国の衛生マスク需給が逼迫し、衛生マスクの入手が更に困難となるものと予測される。

➢ 新型コロナウイルス感染症が発生・まん延する中で、我が国の1月以降の衛生マスクの発注枚数については、昨年の販売実績（9.4億枚）に比べ、2倍以上となる約20億枚に至っており、衛生マスクの需要が大幅に増加している。

- 世界的に新型コロナウイルス感染症の拡大が日々進行する中で、各国において国内の在庫不足を恐れて衛生マスクの輸出を制限する動きがあることや、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大する中で衛生マスクの需要が高まっていることから、中国等からの衛生マスクの輸入の増大を期待することは困難である。
- また、国内における衛生マスクの増産にも限界がある一方で、下記②のとおり、不当な転売の横行も一因となり、国内では衛生マスクの需要過多が生じている。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[問題]

- ①のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するために必要な衛生マスクの入手が著しく困難な状態。
- このため、一般国民の日常生活(通勤、通学等)のみならず、事業者の事業活動(例えば業務上衛生マスクを必要とする医療機関等)において現に様々な支障が生じている。
- 衛生マスク需給の逼迫が速やかに改善されない場合、今後の感染の拡大によっては、国民経済にさらに重大な支障が生じるおそれがある。

[原因]

- 下記の通り、転売を目的とする衛生マスクの買占め行為が、衛生マスク需給の逼迫に拍車をかけていると考えられる。
 - ①のとおり、衛生マスク需要が急激に上昇している。
 - こうした中で、小売業者等から大量に衛生マスクを買い占め、インターネット等を利用して店頭小売価格の数十倍の高値で転売する行為が横行している。
 - このため、衛生マスクの購入が著しく困難となるとともに、衛生マスクの転売価格が高騰していることから、消費者においては、機会を逃せば衛生マスクを購入できなくなるのではないかと不安から買いだめに走り、小売店の店頭でわずかに陳列される衛生マスクに殺到し、衛生マスクの購入が更に困難となるといふ、悪循環に陥っているものと考えられる。

[上記問題を解決するための規制以外の政策手段]

不当な買占めと転売を抑制し逼迫する衛生マスク需給を改善するため、規制以外の政策手段として、例えば政府がインターネット販売事業者や小売事業者等に衛生マスクの出品の自粛を求めたり、小売事業者に消費者一人当たりの衛生マスク販売数量の制限を要請することが考えられ

る。しかし、法的な根拠がないため自主的な取組を促すにとどまり、転売行為・そのための買占め行為の抑制効果は十分ではない。

[規制の内容]

上記問題を解決するために、衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスクを購入した者が当該衛生マスクを購入価格を超える価格で転売することを禁止する。当該規制では、購入価格を超える価格での衛生マスクの転売行為を直接禁止することにより、転売を目的とした衛生マスクの買占め行為を抑制し、既に転売目的で買い占められた衛生マスクを、規制の施行前に市中に放出させる効果が見込まれる。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（「遵守費用」について）

衛生マスクの購入価格を超える価格での転売行為が規制されることにより、規制がなければ行われていたであろう転売による売上げの喪失といった機会費用が発生する。また、小売事業者等において当該規制の周知（HPへの掲載等）を行うための費用が発生する可能性がある。

具体的には、2月27日の時点で7枚入りマスクの小売価格は約370円（1枚あたり約53円）であるが、インターネットにおいてはその数倍以上の値段での取引が確認されている（例えば、オークションサイトでは、マスク900枚で166,000円（1枚あたり約184円）で入札が行われている例があった。）。

（「行政費用」について）

国において、規制の周知（政府HPへの掲載・テレビ等での広告）に関する費用が発生する。また、規制に違反した者を捕捉し、刑罰を科す執行費用が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載す

ることが求められる。

(規制新設のため該当せず)

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

規制の導入に伴い、転売を目的とした店頭等での衛生マスクの買占め行為が抑制され、逼迫した衛生マスク需給の改善が期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

小売店等で購入した衛生マスクを店頭やインターネットで転売する行為が禁止されるため、転売目的の買占めが抑制され、消費者・事業者が小売店等で衛生マスクを入手しやすくなる。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するために必要な衛生マスクが入手しやすくなることにより、感染拡大した場合にもたらされた医療・経済的損失が抑制される。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(規制新設のため該当せず)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制により、たとえばインターネット販売事業者による衛生マスクの出品が抑制され、インターネット販売事業者以外の小売事業者との競争状況に影響を与える可能性が考えられる。しかし、本規制は「小売業者等から購入した衛生マスク」を「取得価格を超える価格で転売」することを禁止するものであり、衛生マスクの転売行為を一律に禁止するものではないため、競争状況に与える影響は大きくないものと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

- 上記③のとおり、転売を行う個人や小売事業者において一定の遵守費用・機会費用が生じる可能性があるものの、衛生マスクの転売を一律に禁止するものではないため、費用の規模は限定的と見込まれる。
- 一方で、本規制が導入されれば、転売を目的としたマスクの買占めが制限され、逼迫する衛生マスク需給が改善されると見込まれる。消費者・事業者が適正な価格で衛生マスクを購入できるようになることで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、もって国民経済の安定に寄与することが期待される。

- 以上から、本規制により得られる便益は本規制の導入に伴う費用を上回っており、本規制の導入は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

- 代替案として、転売を目的とした衛生マスクの買占め行為自体を禁止することが想定される。この代替案は、競争状況に負の影響を与える可能性がある。具体的には、需要者は衛生マスクを転売するインターネット事業者や小売業者から衛生マスクを購入できなくなることから、需要者が利用できる商品の選択肢を制限するものである。
- この場合、費用としては、行政費用として、国民に幅広く規制を周知するための広報や、規制執行のため全国規模での人員確保が必要となる一方、「転売目的か否か」を購入時点で判断することや、「買占め」の定義（購入数量や購入頻度等）が困難であり、実効的な規制の適用ができないため、効果は低いと考えられる。
- 上記により、規制案と代替案を比較すると、代替案は費用対効果が十分ではなく、また、規制案は競争状況を大きく阻害するものではないのに比べ、代替案はその可能性があることも踏まえると、妥当とはいえない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

規制の導入の前提となる、消費者委員会への諮問に当たっての参考として使用した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制については、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う衛生マスクの需要過多と供給不足が正常化し、衛生マスクを指定の対象から解除した後に事後評価を実施する。

なお、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ、指定の解除が行われない場合は、最長でも 5 年以内に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

衛生マスクの需給状況の推移、インターネット販売事業者等におけるマスクの高額転売の事例の減少を確認する。